

令和5年度 第1回北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：令和5年7月31日（月）14：00～15：00

開催方法：Zoomによるweb開催

1 開会

(略)

2 座長の選任について

(略)

3 議事

〈事務局：碓井〉

それでは、地域支援係長の私碓井よりご説明させていただきます。先ほどのご説明の通りですね、繰り返しの説明になりますが、ご了承いただければと思います。まず、説明に入らせていただく前に、事前に配布しました資料1から5-2について簡単にご説明いたします。資料1は、北海道障がい者基本計画と北海道障がい者福祉計画の策定について、資料2は、国の基本指針について、資料3は、資料3-1は後ほど資料1でご説明いたします統合計画の各章の柱となる骨格案、資料3-2で計画の推進項目と推進施策案、資料3-3及び3-4は、国の指針を仮置きしました成果目標案とサービス量の見込みとなっております。資料4は、自立支援協議会の各部会における検討事項と今後のスケジュール予定、資料5は、本日も検討いただきます計画の基本的な考え方の原案となっております。

それではですね資料 1 よりご説明しますので、画面を共有させていただきます。はじめに 1 の計画の統合についてですが、道では障害福祉施策の基本的な方向性を示す北海道障がい者基本計画と、当該基本計画の実施計画として北海道障がい福祉計画を策定し、希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目標に各種施策の推進を図って参りました。この度の計画の見直しにあたっては、昨年 12 月開催の北海道障がい者施策推進審議会で協議した結果を踏まえ、基本計画と福祉計画を統合することとしています。2 の計画の名称は別途検討することとし、現時点においては、資料には「仮称」と記載しています。3 の計画の期間ですが、6 年とし、3 年で中間見直しを図ります。これはこれまでの 3 年間の計画の見直しサイクルでは短いということもあり、検証が不十分なまま次の計画策定作業に追われてしまうということもあるため、全体的な改定は 6 年とし、3 年間の中間見直しとしまして、国指針を踏まえて、指標等を見直しを図ることとしたいと考えています。4 の策定等の考え方は記載のとおりとなり、施策の推進項目については、柱立てを基本計画のとおりとし、福祉計画の該当部分を移行。福祉計画にない項目や内容は基本計画から移行。その他、基本計画の記載内容が適切と思われる項目は、内容を基本計画のものに置き換えることとしています。5 の計画の内容については、次のページになります。現在の計画は、左側から基本計画、中央に福祉計画、右側にこれら 2 つを統合します計画である新しい計画を記載しています。福祉計画には、第 2 期北海道障がい児福祉計画が包含されておりますので、新しい計画におきましても、これらを統合した計画とする予定です。次に 6 の計画の検討組織についてですが、総括審議組織を「北海道障がい者施策推進審議会」が行い、本日の会議は、分野別の検討組織の位置付けとなります。それぞれにおいて資料の右側に記載の「主な検討事項」について議論を行います。こちらと 7 の今後の主なスケジュールにつきましては、後程資料 4 においてご説明しますので、こちらでは省略をさせていただきます。

次に資料の2をご覧ください。こちらは、1の国の基本指針についてですが、障害福祉施策に関する基本的な事項や成果目標等を定めるものとなり、都道府県・市町村は、基本指針に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。計画期間につきましては、3年を1期として策定することを基本としつつ、都道府県・市町村の実情に応じまして、柔軟な期間設定が可能となっています。2の基本指針見直しの主なポイントについてですが、こちらは記載の14項目のとおりとなります。次に3の成果目標（令和8年度末の目標）は、記載の7項目となり、新規で追加される項目につきましては、文末に【新】というふうな形で記載しています。

次に資料3-1をご説明いたします。こちらは、6ページから7ページにかけて、北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画の統合案、8ページ目から9ページ目には、各計画からの移行を比較しやすい三段表を載せています。この三段表は、同じく左側から基本計画、中央に福祉計画、右側にこの2つを合わせた統合案であります新しい計画の順となっています。なお、1章から7章までの章毎の柱立ては、福祉計画の通りとしており、第4章内の構成については、基本計画のとおりとしています。

次に資料3-2についてですが、同じく統合案と三段表を載せてあります。こちらは計画第4章の計画素案の骨組みとなる事項で、先ほど説明しましたとおり、構成は基本計画のとおりとしており、これに併せて福祉計画の記載項目を移行させています。

続きまして資料3-3、成果目標（案）になります。こちら、統合案と三段表を載せています。こちらの基本計画では成果目標がないため、福祉計画をそのまま移行しています。統合案は国が示した成果目標（案）をそのまま仮置きしていますが、1の福祉施設の入所者の地域生活移行者数については、国の目標値と実態の乖離から道独自の目標値を部会において議論したという経過があったため、一旦数値は保留とし、今後、自立支援協議会の地域移行部

会において、議論していく予定です。新規追加項目については、17 ページ以降の三段表におきまして、【新】という形で記載しております。なお、自立支援協議会に関連する新規項目では、「6 相談支援体制の充実・強化等」において、「各市町村に基幹相談支援センターを設置（共同設置可）」というのが、新規追加されており、こちら地域づくりコーディネーター部会において議論していく予定です。なお、成果目標は国の指針を基本に設定することになりますが、先ほどご説明しましたとおり、地域生活移行者数のように、道の地域性、現状を考慮し、次回以降の部会において、道の計画としての目標設定を議論・検討し、本会において総括審議を行う予定です。

次に、資料 3 の 4 についてご説明します。こちらも統合案と、三段表を載せています。考え方はこれまでと同様で 2 つの計画を統合し、国の示す内容を記載しています。自立支援協議会に関連する新規項目としては、人材育成部会関連としまして、「11 福祉サービス等の質の向上」に「相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数の見込み、また、意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み」を新規で追加しています。なお、サービス見込量についても、国の指針を基本に設定することになりますが、成果目標同様に、道の地域性や現状を考慮しまして、今後検討していく形となります。

続きまして資料の 4 をご説明します。1、第 1 回自立支援協議会各部会における検討事項ですが、計画の見直しは先ほども説明した総括審議組織としての、北海道障がい者施策推進審議会が役割を担い、分野別の検討組織として、審議会部会や北海道自立支援協議会等があります。本日議論していただく内容は主に資料 5、この後説明します資料 5 の「5 計画推進のための基本的事項」で、統合計画によります第 3 章の基本方針として記載される項目となります。各部会において議論した表に記載の項目について、本会において総括審議を行いました。

て、その結果を審議会において議論する流れとなります。それぞれの部会におけます検討事項は、表に記載の通りとなっています。

地域移行部会では、Ⅱの地域生活支援体制の充実、そのうち、②の相談支援体制の充実、地域移行支援の充実のうち、「生活支援体制の充実」、「相談支援体制・地域移行支援の充実・強化」のほか、③サービス提供基盤の整備、④保健福祉・医療施策の充実、⑤多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上のうち、「サービスの質の向上」、⑨自立と社会参加の促進・取組定着のうち「読書バリアフリーの推進」、記載が漏れていますが、「スポーツ・文化芸術活動の振興」が対象となります。

人材育成部会については、今説明しましたⅡ地域生活支援体制の充実、5のうち「人材の確保・定着・養成について」が対象となります。

地域づくりコーディネーター部会においても、同じく、Ⅱ地域生活支援体制の充実の②の「生活支援体制の充実」や「相談支援体制・地域移行支援の充実・強化」が対象となります。

今後のスケジュールについてですが、各部会の検討結果を自立支援協議会へ、自立支援協議会の検討結果を審議会において議論する流れとなっており、部会においては、「計画たたき台」を協議する第2回目を8月下旬から9月上旬に、「計画素案」を協議します最終の第3回目を9月下旬から10月上旬に開催し、その結果を10月上旬の本会において、総括審議する予定ですので、引き続きご協力をいただきたいと思います。なお、日程調整につきましては別途、担当者よりご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の協議事項である資料5をご説明いたします。先ほど資料3でご説明しました骨格案等を基に、「基本的な考え方」を作成したものととなります。資料は5-1の概要版と5-2の全文があり、本日は全文の記載内容に関する協議をお願いしたいと思います。

初めに、「1計画策定の目的等」についてですが、障害者総合支援法、児童福祉法、北海道障

がい者条例に基づきまして、障がい福祉サービスの提供体制の確保、そのほか、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めまして、「希望する全ての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指していきます。計画期間は令和6年から11年度まで6年間としまして、令和8年度に目標達成の状況や、障がい施策の動向、国の障がい者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行う予定です。

「2計画の位置づけ」としましては、障害者基本法に基づき、都道府県障がい者計画として道が策定するもので、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって、障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

「3計画の策定体制等」についてですが、審議会と部会については資料4でご説明したので省略させていただき、関係部局との協議では、知事を本部長とする会議の幹事会であり、各部の職員により構成される「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議幹事会」を活用します。市町村連携では、21障害保健福祉圏域に設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において意見交換を実施します。道民の皆様方からは、道内各地域において開催しますタウンミーティングのほか、パブリックコメントによりご意見を頂戴する予定でいます。

「4計画の策定のポイント」は国の基本指針に則して策定、「4計画推進のための基本的事項」は目指す方向は、希望する全ての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指しまして、12の計画推進の基本的な考え方、こちらを柱として進めていきます。

自立支援協議会では、先ほどご説明しました資料4のとおり、柱のうち、②番③番④番⑤番⑨番の「施策の考え方」等について、部会の検討を踏まえてご意見をお伺いさせていただければと思います。柱の内容としましては、まず「②相談支援体制・地域移行支援の充実」では、新たに意思決定支援に基づく施設入所者の地域生活移行推進や、障がい福祉サービス事

業者等の質の向上に向けた指導等を追加。道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、親なき後の地域生活が継続できる体制整備であります地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの整備を促進していきます。「③サービス提供基盤の整備」では、福祉計画の内容を引き続き進めることとしています。「④保険福祉・医療施策の充実」では、精神保健福祉としていたものを、精神障がいに限らない標記に見直し、提供体制の充実とともに障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ることとし、難病に関する施策も推進いたします。「⑤多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上」では、障がい福祉・医療を支える人材の確保だけでなく、その定着にも努めるとともに、引き続き、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うほか、現場のニーズに即した研修等を通じまして、相談支援及び障がい福祉サービス等の質の向上を図ることとし、それに応じた施策を推進をしていきます。「⑨自立社会参加の促進・取組定着」は、基本計画から記載した項目であり、アクセサビリティの向上をはじめとします環境整備の促進や、地域住民等との交流の場の整備、コミュニケーション手段の確保や、移動支援の利用促進に努めていきます。

なお、本日は施策の考え方である統合計画第3章計画推進のための基本的事項に対する議論であり、より具体的な計画の中身である第4章の計画推進のための具体的な取組については、次回のたたき台において協議していく予定でござりますので、ご承知おきいただければと思います。

「6 計画の推進管理」について、目標の達成状況はや市町村計画の進捗状況などを定期的に把握しまして、分析・評価を踏まえ、課題等がある場合は、見直しなど必要な措置を行うこととしています。

7のスケジュールについては、記載の通りとなっておりますので、省略させていただきます。

資料の説明については以上となりますが、最後に、各部会からの検討結果を簡単にお伝えさ

せていただければと思います。今回の検討事項でございます基本的な考え方の記載内容に係る修正意見はありませんでした。次回以降のたたき台等に向けた多くのご意見等をいただきましたので、一部をご報告させていただきます。

まず、地域移行部会と人材育成部会から、②の相談支援体制・地域移行支援の充実についてのご意見がございました。障がい福祉サービス等における従事者の確保、これが課題となっております。特に郡部では人材派遣会社を活用するけれども、定着せずに短期間で退職するという事例が発生しているということでございます。また、質の向上以前にですね、人材の確保定着するのが今、現場の方では大きな課題となっているということで、これはですね、施設から地域への移行についても同様に影響を与えているといったご意見がございました。これは国の基本指針におきまして、人材の確保・養成から、今回、人材の確保・定着・養成に見直されたところでございます。全国的な課題というふうなものじゃないかというふうに考えております。道においてもですね、国の指針に基づき、定着を新たに追加したところでございます。次回の検討事項でございます。第4章に記載される計画素案において、より実行性のある内容を検討したいと考えております。

またですね、地域づくりコーディネーター部会におきましては、令和6年4月1日より施行となります。総合支援法の一部改正を踏まえまして、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの設置・整備の促進や、市町村自立支援協議会の活性化に向けた検討など、計画の策定と並行しまして、支援方策の検討を進めていくこととしてございます。私からは以上です。

〈大久保座長〉

今日はあまり議題がなく、計画での今説明がありましたところの質疑とか意見などをいただくということになっているかと思っておりますので、どなたでも結構ですので自由にご質問と

かご意見いただければいいと思います。いかかでしょうか。範囲が広いのでちょっと大変かもしれませんが、関係する分野で結構だと思いますので、どこでも結構だと思います。せっかくなので、どなたかありませんか。何かお1人ずつあてちゃってもよろしいですか。せっかくなので。時間もあまりないみたいですので、名簿の順番でよろしいでしょうか。いただいている名簿、順番でご質問やご意見など、或いは何かこの間いろんなことがありましたのでそれを含めてでも結構ですし、何かこの先のこの計画に反映しておくべきだみたいなことがあればご意見いただけますので、名簿の順番に当てさせていただきます。最初、石山さんはいかがでしょうか。

〈石山委員〉

はい。私としては、やっぱり障がい者に対する差別とか偏見とか、権利擁護部会にも出させていただいているんですけど。そういったところを、なんかこれからどうしていくかとか、具体的なことがこれから出てくるんでしょうけれども、そういうところを注視していきたいなと思っております。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。是非、じゃこれから出てくるんでしょうけれども、注目したいと思います。はい。ありがとうございます。では次が、亀川さんいらっしゃいますでしょうか。

〈亀川委員〉

はい。亀川です。私も権利擁護部会に所属させていただいておりますけれども、最近道内で深刻な虐待等の不適切事案がありましたので、こういった事案を踏まえた防止策を計画に入れていく必要があると思います。特に、不適切事案の中には、今回の計画案にも出てきている意思決定支援が、きちんと利用者の方々にされていたのかということが、非常に疑問に

思われるところがあります。そういう意味では今回の計画案で、意思決定支援ガイドラインの普及とか、それからそれに伴う研修の充実っていうことが、福祉サービスの質の向上のところに入れていただいているので、こういった部分をしっかりと取り組んでいく。道内の事案を踏まえて取り組んでいく事項として見ていく必要があるなというふうに感じました。以上です。

〈大久保座長〉

はい。ありがとうございます。権利擁護とか意思決定支援が非常に重要なのでそこを重視しましょうということで。ありがとうございます。そうしましたら次、児玉さんお願いできますか。

〈児玉委員〉

はい、札幌市児玉です。今、札幌市でも障がい者プランの計画策定中でして、色々頭を悩ますところが多いんですけども、やはり札幌市でも医ケア児ですとか、あと重度の障害児になる部分の短期入所、あと、さらにそれを担う事業者さんですとか介護を担う方々の人材がなかなかですね、いないというところが問題になっていますので、それと北海道っていう広域の実際に多くの力を入れて取り組んでいただけたらと考えています。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。医療的ケアのお子さんたちと人材の確保とか育成のことですね。はい。ありがとうございます。そうしましたら、佐藤さんお願いできますか。

〈佐藤委員〉

地域づくりコーディネーター部会が終わったあとにコーディネーター間でよく話すことは、障がい福祉分野は皆さんご存知の通り、新しい法律、この10年以内ぐらいで、虐待防止法ができたとか、差別解消法ができたとか、自立支援協議会作りましょうとか、拠点整備し

ましようとか、次々と来ているので、市町村の人は、アップアップしているっていう実態があるよねという話はよく出ます。人事異動で、福祉初めてですっていう人が来てしまった、今年度来たら、もう今回の計画もよくわからなければ、その前の計画もわからないし、障がいのある人は入所施設へというのではなく地域で暮らすことを応援しようっていう世の中なのかということ。そこからがわからなかったりとか、役場の人、大変そうだよねというような話が出ます。翌年度からは基幹相談支援センターの設置も市町村の努力義務になりますが、どのように市町村に伝えればその必要性がわかってもらえるのかっていうことは、相談支援体制の整備について働きかける役割がある私たちの悩みの一つだったりします。一般的には成功事例の事例集を作って、それを市町村に情報提供したらどうだろうっていう話も出たんですが、成功事例、なんもわけわかんないよう、困った困ったっていう役場の人に成功事例が、立派な事例ばかり与えちゃうと、こんなのうちの町で出来ないというふうになるかもしれないから、まず、困っている側の話を聞くとか、作ったけど上手くいってないっていうか、うまくいってない事例集みたいな方が有効ではないかなんて話も出たりとかしています。

また、国や道や市町村の方針（計画）が、その町の当事者さん家族さんたちに届いているのかとか、当事者さん家族さんたちも国の方向性をわかっているのかとかということも、はてな（？）が浮かぶなという話も出ます。あとは以前は、例えば育成会などの親の会に参加すると親御さんも情報を得れたと思うのですが、最近だとネットで情報を得る時代になったので、会に所属する文化がなくなってきているといえますか、団体に属するメリットがなくなっているように思います。そういう意味では、当事者の声が一人一人だと表面化しづらかったり束になりにくい側面があると思います。そうすると、町も、うちの町はそんなことで困っているって声ないよっていうふうになっちゃう。だからその声をつなげるとか、声を表

面化するような方策も考えていけたらなあっていう話題は出るんですけど、そのためにどうすればいいかっていうところまではコーディネーター部会ではまだ至ってないところです。すいません、長くなりました。以上です。

〈大久保座長〉

はい。わかりました。コーディネーターの方が本当に道内の市町村くまなく回ってらっしゃるので、いろいろそこでの実態を話をいただいたと思います。ありがとうございます。そうしましたら次、四木さんお願いしてよろしいですか。

〈四木委員〉

はい。特別支援学校の立場としてということで、いくつか気になったというか、気になっていることですが。これ、計画の全体については、この通りなのかなと思うんですけども、一つはやっぱり、育児支援だったり、家庭支援だったりというところですね。経済格差というものとか、また様々な要因なんだろうけども、なかなか障がいのある子供たちを育てづらい家庭がやっぱり増えてきているなっていう印象があります。弱者に厳しい世の中になりつつあるのかなっていうふうにも思うんですけども、それを学校段階でどの程度まで支援できるのかって言ったら、学校で支援できることはなかなか厳しいような状況になってきている。もちろん、各学校は地域の社会的資源とタイアップしながら、個に応じて、個別ケースで支援をしていっているんでしょうけども、それも地域格差があると言ってしまうとやっぱりそうですよね。札幌圏、旭川のような都市部とそれから地方都市では全然やっぱりリソースが違いますんで。なかなか学校単位で困惑しているケースが少なからずあるなっていうふうに感じています。それから、障がい者の虐待の問題、これはやっぱり学校からも端を発していて、そこは本当学校の方でも、もっとしっかりしていかなければならないんですけども、学校教員による児童の体罰や虐待という部分がまだまだ根絶できてないような状

況、これ恥ずかしながらあります。北海道教育委員会としても、教員、それから本人、それから保護者に対するアンケート調査等通して実態把握には努めていますけども、実態把握したからといって解決に即つなげるものではないので、やはり意識改革と、それから資質能力向上という研修の部分と、そこを両輪のように高めていって、虐待がない、子供たちが安心して学ぶ学校づくりという部分をしていかなければ、その後の社会人になった先でもやっぱり同じことを繰り返してしまうんだらうなというふうに感じていました。もう一つやっぱり出口の部分ですね就労支援というところで、これも地域格差がやはり大きいように感じています。都市部とやはり地方では、障がいのある方が地域で暮らしたいと言っても、地域で勤める場所がない。なかなか、十分な支援を受けながら、働くことができないというような現状もまだまだあるよと進路担当の方からも聞いていますので、そのあたりも、学校として、地域の福祉、それから就労関係の方々に、その障がいのある方の可能性というか、良さというかその辺りをいかに具体的に実感していただくかということも、私たちの役割としてあるのかなというふうにも感じていました。はい。以上です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。あの学校教育の方お1人ですので、大変貴重な意見だったなと思います。ありがとうございます。それでは次が、高谷さんお願いできますか。

〈高谷委員〉

はい、高谷です。この協議会の中で意見をしていくのは地域生活支援体制の充実というように最初に説明受けたので、本当にこう相談支援体制を充実することがきっとその障がいのある方の権利を守るとか、そこのやっぱり一番底支えなるのが、相談なんだろうっていうふうに思っています。その中でやっぱり人材確保をしていくことであったりとか、多様化されている障がいの方たち、それから最近は引きこもりとかいうところの方たちもどんどん増えて

てきています。就労の方にも引きこもっていましたがという方も多くて、先日ちょうど調べたところ、地域の中に50人にお1人ぐらいは、高校生以上の成人の方たちの中の50人に1人は引きこもりを経験していらっしゃる方がいるというデータを見て、これはちょっと私たち相談をしていく、支援をしていく私たち自体もちょっと視点を広く持っていけないと、相談がうまく進んでいかないなっていう自分自身もそういう気持ちになって、ちょっとまたいろいろ勉強をしたりとかしていかなきゃいけないなっていうふうに思っているところです。なので、多様な人材を確保して定着して、福祉サービスを充実させていく、一方地域の中で生活をしている一般就労とかをしている人を支えていくための相談というのも充実していく必要があるなと思って、今回のこの計画の中の一つでも自分の中でよく理解をして、進めていって、地域の中で戻していきたいなと思っています。すいません、まとまりがなくなりました。

〈大久保座長〉

はい。ありがとうございます。相談支援体制が重要だというお話かなと思います。ありがとうございます。次は廣島さんお願いできますか。

〈廣島委員〉

心身障害者総合相談所の所長の廣島です。よろしくお願いします。話、今までも出てますけれども、人材確保という面では非常に不安に思っていて、社会福祉施設の職員もそうですし、医療の関係でも医療従事者もそうですが、例えば精神科の医者っていうようなものも非常に足りないというふうに感じていますので、そういう部分も含めて、全般的に人材確保が必要ではないかというふうには感じています。それから、うちは療育手帳を出すっていう仕事をしていますけれども、最近特に多いのが、50代になってから、療育手帳を受け取るっていう方が増えているというような状況があります。それが一つに法律が変わって障がい

者の雇用が進んで手帳がある方が良くなったという面もありますが、そうとはいえ 50代になってから手帳をとるのでは、それより若い時代にとると、また人生も変わったんじゃないかなって思われる方が非常に多くてですね、何とかそういうような方を早めに支援に繋がらないかっていうのは、日常の仕事の上で感じていますので、計画にとり入れるかどうかは別に、そういったところの充実体制っていうのも重要ではないかなというふうに考えています。以上です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。そうなんですね、50代で手帳とかってあるんですね。驚きました。はい。ありがとうございます。そうしましたら次、山崎さんお願いできますか。

〈山崎委員〉

はい。山崎です。特に計画について、これはどうだという意見はないんですけども、この間も地域移行部会に私所属しているんですけど、地域移行の数が、道3年連続だったかな、目標値を下回っているんですね。でもそれはどうってことはないんです。私自体は、地域移行したあとの質の問題だと、生活の暮らしの質の問題だと思っているわけです。随分、北海道は今東京都に抜かれましたかね、グループホームの数なんかもいつも日本でトップランナーとして走ってきた気がしたけれども、本当に中身があるグループホームなのかってことをこの辺でやっぱり点検すべきじゃないかっていうことをちょっと思っていて。何もかくにも、希望する人方たちがみんな地域移行するためには、人が必要なんですよね。ところが、暮らしの部分の人は集まらない、残念ながら。札幌ですら全然集まらない。このことをやっぱり根本からみんなで考えていかないと、計画だけあっても、本当に絵に描いた餅になるんじゃないかなっていうことを心配しています。以上でございます。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。確かにそうですね、計画作ってもやる人がいなかったら、計画意味ないですもんね。はい。ありがとうございます。最後になります。我妻さんお願いします。

〈我妻委員〉

はい。我妻です。私が気になっているところっていいですか、計画に直接、関節で関わっているのかどうか。たまたま事例で、道北と道南の施設で権利侵害といいますか、あったんですけれども、全部の施設が悪いってわけじゃないんですけども。ものすごくまたその事案がわかりやすい、ある意味わかりやすい事案だったので。片方では身体を本当に暴力ですよ、痛めつけるという事案と、それからもう一つはじわじわっていうか、結婚してもいいけど子供作っちゃうと、ここに入れなくなっちゃうけどどうするっていう、じわじわいくパターンがあったと思うんですけども。地域移行って一方で言いながら、そういう方々が地域に出ようとした時に地域に支援する受け皿があるのかとか。あとは、私なんかもそうなんですけれども今一人暮らしになって、改めてヘルパーをお願いしているんですけども、ものすごくヘルパーの時間が少ないんですよ、実際に来ていただける時間が。私に与えられる時間と、それからヘルパーの実際問題来る時間と、ものすごく乖離があるんです。これはヘルパーさんがやっぱり足りないからですね。同じ事業所の中でも利用者の方たちの善意って言うていいのかどうなのか譲り合いで、重い人達の方にどうぞっていうので譲って何とかなっているっていうのが、現状なんですよね。わかりやすく言うと、我慢しちゃうっていう。だから、私もたまたま派遣してもらっているところがNPOなんですけれども、そこの役員もやっているんで、今おりましたけれども、そこの役員もやっていたので、どうしてもやっぱり優先順位を他の方にあげてといいますかね、そういうことがあったんですよね。ここを何とかならないのかっていうのと。地域移行の話山崎さんもおっしゃっていましたが、本

当に進んでいるのかなっていうのが一方であって、最近札幌の仲間内で聞くのは、ちょっと大変だから、体の状況大変で、家族もなかなかサポートしてくれるのが大変で、ヘルパーもなかなか状況少なくて、本当はいやなんだけど入所施設に行こうかなっていう人たちの声を結構聞くんですよ。実際にその人たちが入ったのか。知っている方で続けて2人が入ったので、多分もっと潜在的にはいらっしゃるんだらうなっていうことも気がついていますので、改めてまたそこ、その方たちもそうなんですけれども、地域の受け皿の状況どうなっているんだらうって、地域移行と言いつつ、3歩進んで2歩下がるみたいな、結局1歩しか進んでないんじゃないかっていうのが、なんか最近現状として感じて、なんかちょっと悶々としています。すいません、なんかとりとめのない話で。以上です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。皆さんから伺いました。あれですね、最後の我妻さんの話も象徴的ですけど、ちょっと前であれば、地域移行進めましょう。だから地域に、例えばヘルパーの時間数足りないから、何時間増やすべきだみたいな、或いはなにになに施設が足りないから増やそうっていう話だったんですけど、どうも、それは足りないのかもしれないけれども、そもそもその諸制度を担う人がいないという話ですよ。だから随分違いますね。聞いていてですね、計画はもう何かの量を作るというよりも、人をどうやって確保するのかとその人をどういうふうに育成するのかと、どうやって辞めないでいただくのかみたいなふうな話になってくるのかなっていうふうに思いました。なので、計画の中にはきつとなになにの施策はどのくらい増やすみたいな量の話が多かったりするんですけど、もう皆さんの話はそれじゃ解決しないよってことかなというふうにしみじみと思いました。はい。ありがとうございます。さて、今日は一応こんなふうにご意見を伺ってことでよろしいですか。いいところかなと思うんですが、よろしいですかね。はい、ありがとうございます。

そうしましたら、議事にその他とありますけども、何かその他皆さんの方から、お話したいことありますでしょうか。特にありませんか。何か連絡とかよろしいでしょうかね。はい、わかりました。何か事務局の方から事務連絡等とかありますでしょうか。

〈徳田座長〉

いや、特にございません。

〈大久保座長〉

わかりました。そうしましたらこれで本日の議事はすべて終了しましたので、進行のほう事務局にお渡ししたいと思います。

4 閉会

〈事務局：山下〉

大久保先生ありがとうございました。皆様からも一言ずついただき、ありがとうございました。これまで各部会でもご意見をお伺いはしていますけれども、こちらの方が所管しているのが、人材育成部会、コーディネーター部会、地域移行部会が自立支援協議会の下にあり、また、この他私の方で所管しているのが、権利擁護部会と就労支援もありまして、各部会で話題になったのが、人材に関して、以前は質を求めていましたが、確保することがかなり厳しくなっており、質っていうのは二の次っていう感じになってきているっていう話が、各部会から出ておりました。おっしゃる通り計画策定したとしても実効性あるものとしていきたいと考えますが、人材確保が課題となると、計画策定して施策を進めていくところがまた難しい話になっていくのではないかと、改めて本日お伺いして思いました。

次回、自立支援協議会におきましては、9月下旬から10月上旬を目処に第2回を開催したいと思っております。その間に、部会で、コーディネーター部会、人材育成部会、地域移行部会、こちらの方で、さらに細かい、実際に進めていく計画の施策や目標等の内容について

議論をしていきたいと考えています。それをまとめまして、また、9月下旬から10月上旬の第2回の時に、自立支援協議会の方に協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

近くなりましたら、改めて日程調整の方を担当からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日少し早いですけれども、第1回北海道自立支援協議会の方を終了させていただきます。どうもありがとうございました。